

# 情報通信審議会 情報通信技術分科会 陸上無線通信委員会報告(案) 概要

諮問第2036号

「ロボットにおける電波利用の高度化に関する技術的条件」  
及び

諮問第2034号

「災害対応ロボット・機器向け通信システムの技術的条件」

平成28年○月○日  
陸上無線通信委員会

# 検討の背景①

- ロボットの積極的活用によって我が国の国際競争力を高めるために、ロボットの発展に向けた戦略等が策定

## 政府全体の動き

### 日本再興戦略

(改訂2014/平成26年6月24日閣議決定)

- 日本が抱える課題解決の柱として、ロボット革命の実現を提言
- 地域活性化・地域構造改革の実現を提言

### ロボット新戦略

(ロボット革命実現会議/平成27年1月策定)

- 2020年にロボット革命を実現するための5カ年計画を策定
- ロボットの利活用を支える新たな電波利用システムの整備についても言及

### 近未来技術実証特区検討会

- 自動飛行、自動走行等の「近未来技術に関する実証プロジェクト」と、その実現のための規制改革等を検討

- 多様な分野でロボットの利用が期待

## 社会への普及



- 人が立ち入れない場所において作業を行うためのロボットの重要性
- 手軽に入手可能な新しいタイプのロボットの登場
- 様々な分野へのロボットの活用可能性

ロボットの活用ニーズの高まり

多様化するロボットの電波活用ニーズに応えることが必要

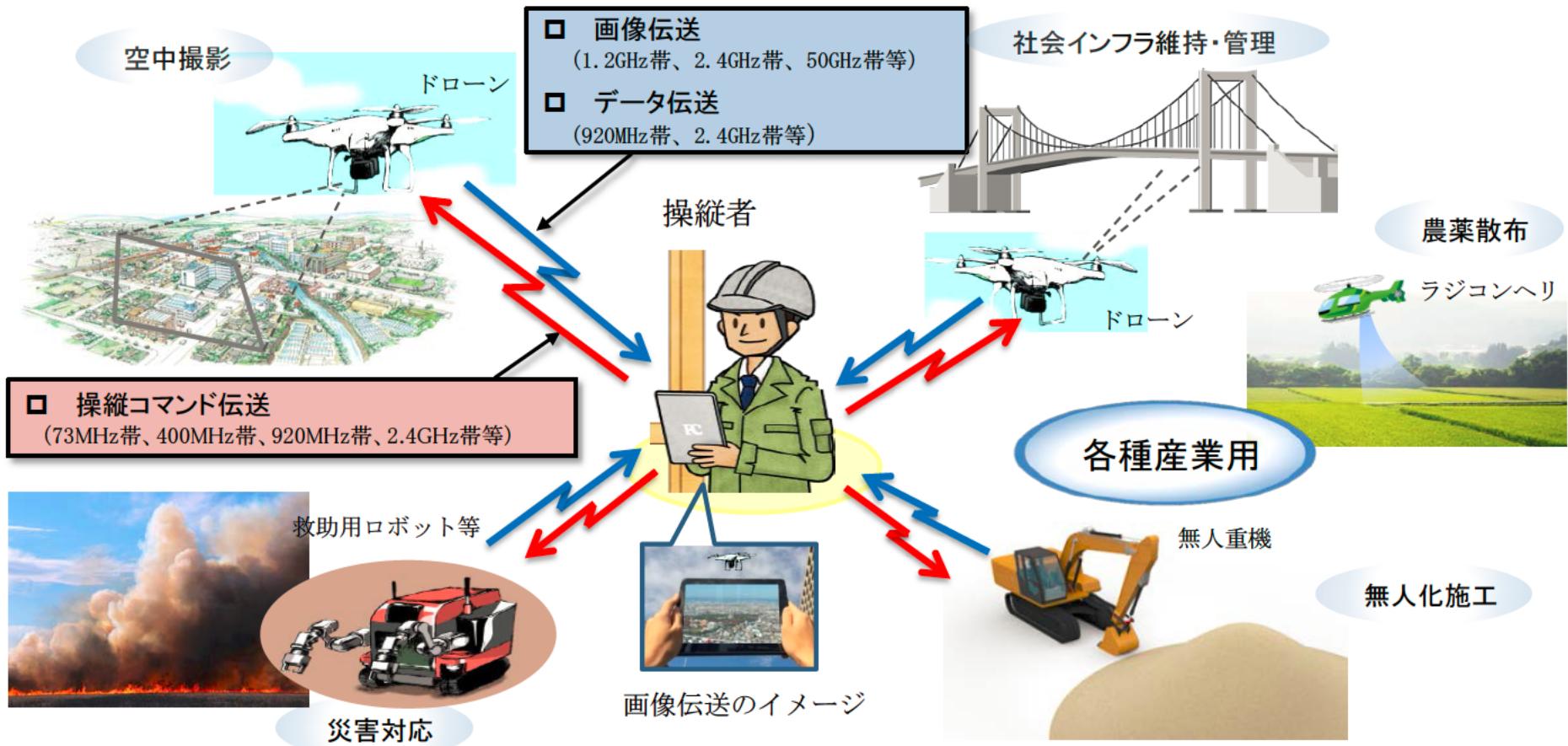
# 検討の背景②

現在でも、ロボットの運用(画像伝送、データ伝送、操縦コマンド等)に使用可能な周波数帯は複数存在するが、ドローンの普及等により、特に高画質や長距離の画像伝送用途等についてのニーズが高まってきている。



**利便性向上のため、使用可能周波数の拡大、最大空中線電力の増力などに向けた技術検討が必要**

## ● ロボットの利用イメージと電波の利用イメージ





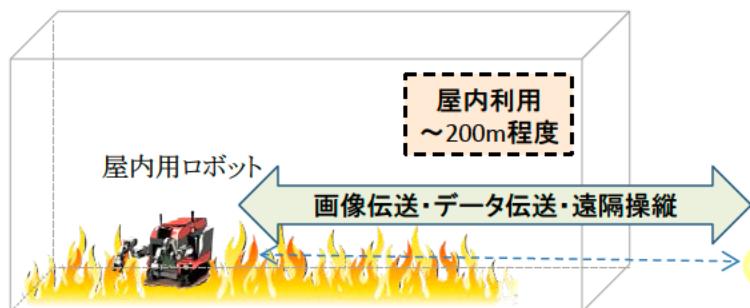
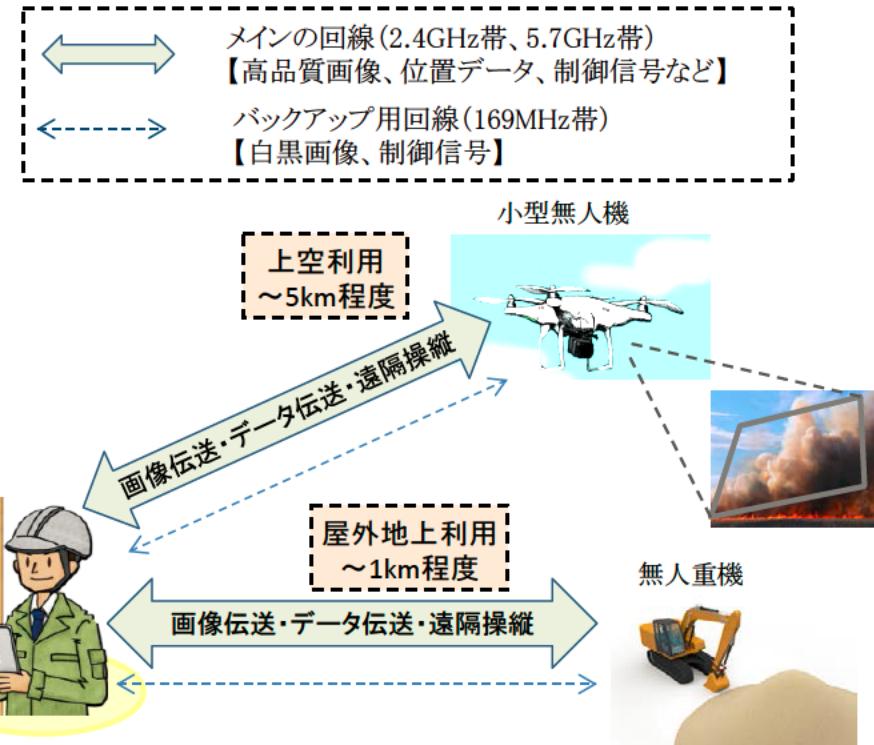
# 電波利用に対する要求条件

## 電波利用に対するニーズ

- 高画質で長距離の画像伝送が可能となるよう、大容量の通信を可能とすること。
- ロボットを一つの運用場所で複数台運用できるように、いくつかの通信チャネルが使用可能であること。
- 主に使用する回線の他に、混信やその他の電波伝搬上の障害等の何らかの事情により、当該主回線が不通となった場合に備えて、バックアップ用に別の通信回線が使用可能であること。
- 低コストの無線機実現の観点から、使用する周波数は、既存システムに利用されている汎用的な周波数帯が望ましい。

## ロボット用無線システムに対する要求条件

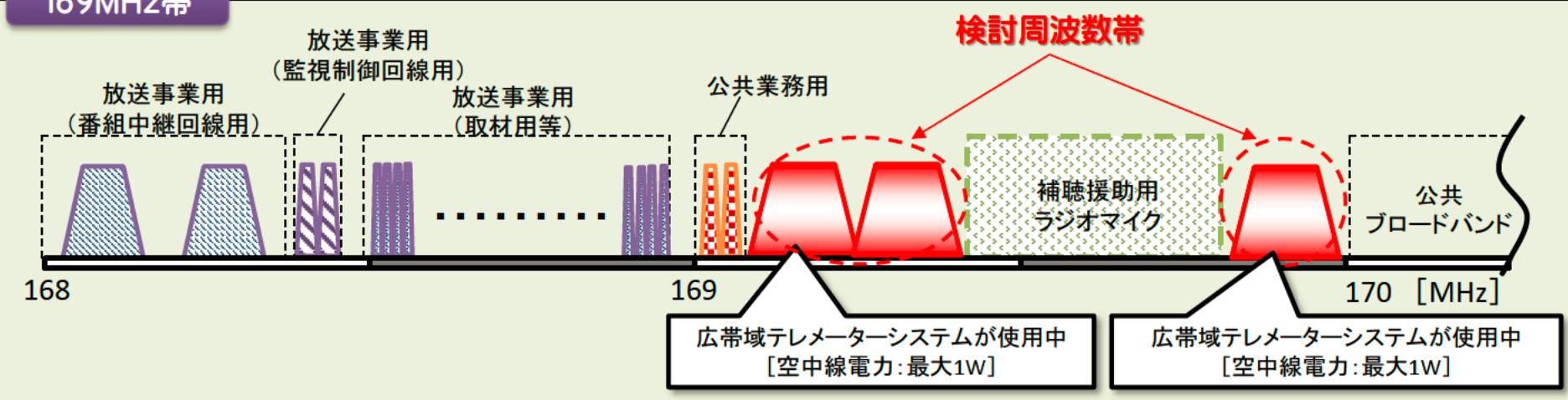
通信距離	上空利用 : ~5km程度 地上利用 : ~1km程度、 屋内利用 : ~200m程度
伝送容量	メイン回線 : 最大54Mbps バックアップ用回線 : ~200kbps
同時運用台数	上空利用 : 5台程度 地上利用 : 20台程度



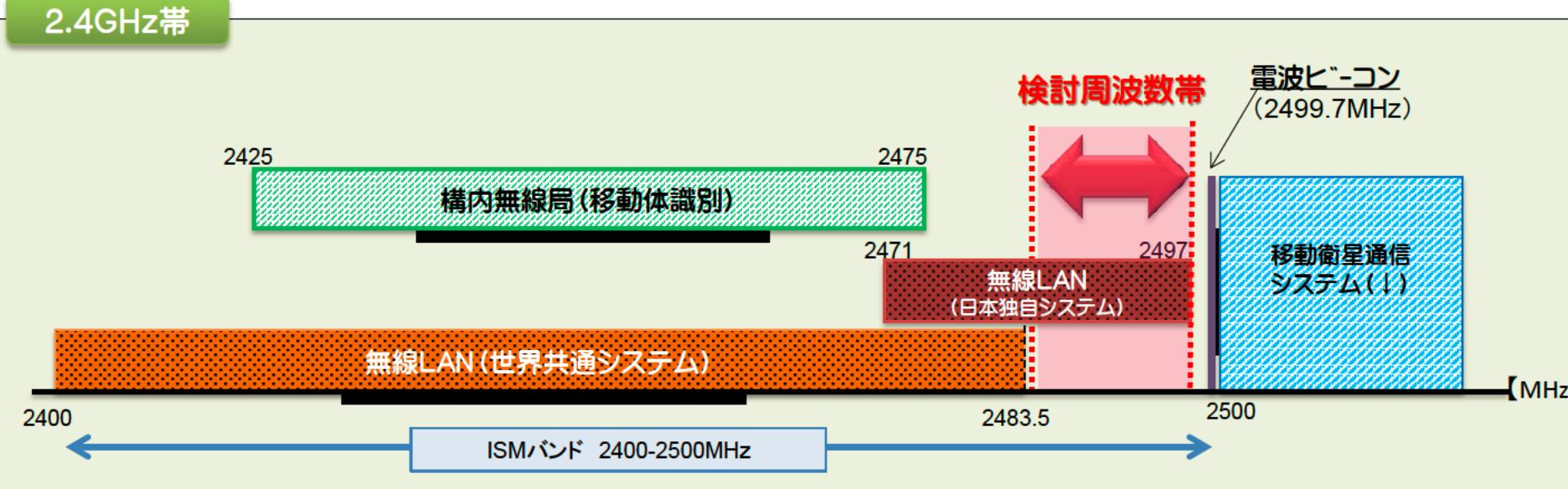
# 検討周波数帯①

- バックアップ回線用に169MHz帯、メイン回線用に2.4GHz帯及び5.7GHz帯を候補周波数帯として、既存無線システムとの共用を検討

## 169MHz帯

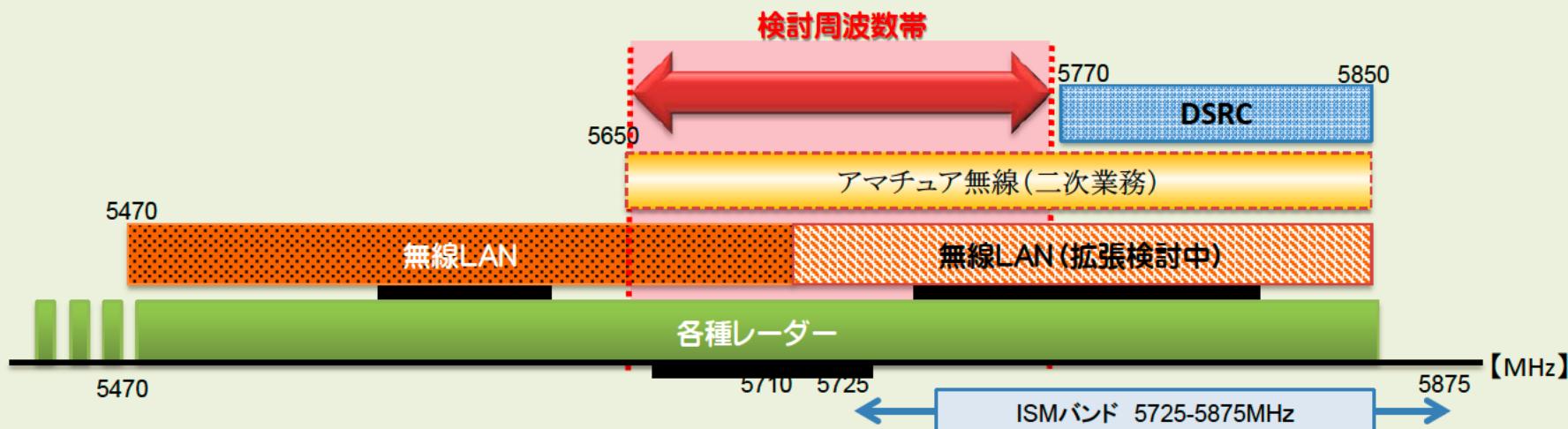


## 2.4GHz帯



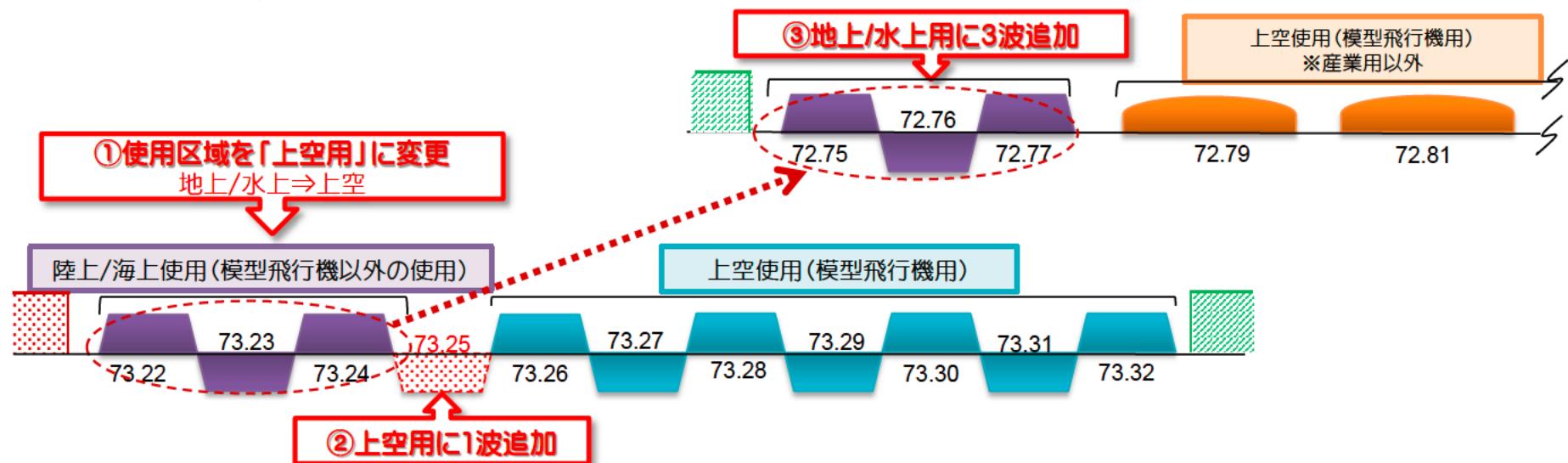
# 検討周波数帯②

## 5.7GHz帯



## 73MHz帯模型飛行機用周波数の増波

- 無人ヘリコプターの増加を踏まえ、73MHz帯の制御用周波数を3波増波（総数：11波）



# 周波数共用検討結果①

## 169MHz帯

- 既存無線システムに対し、計算結果からは与干渉で数キロメートル程度の離隔距離が必要となるが、移動業務相互間となること、また、必要に応じて運用調整を行う等により周波数を共用することは可能。

既存システム	検討結果	まとめ
放送業務用連絡無線	<p>【与干渉：ロボット⇒既存システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空中線電力1Wで上空利用の場合の離隔距離は7km程度。</li> <li>空中線電力が10mWで上空利用の場合、空中線電力1Wで地上利用の場合の離隔距離は700m程度。</li> </ul> <p>【被干渉：既存システム⇒ロボット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地上利用で1km程度、上空利用で7km程度。</li> </ul> <p>⇒双方が移動業務であり、継続した干渉が発生する確率は低い 離調周波数が少ない既存の無線システム間でも共用が図られている</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用状況等を勘案すれば、共用することは可能</li> <li>なお、双方の無線システムが集中する災害現場等では、必要に応じて両者間で運用調整を行うことにより、共用が可能。</li> </ul>
公共業務用無線システム	<p>【与干渉：ロボット⇒既存システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>離隔距離は、空中線電力1Wでの上空利用で約18km程度、地上利用では2km程度。</li> </ul> <p>【被干渉：既存システム⇒ロボット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>離隔距離は、約60km程度、地上3km程度。</li> </ul> <p>⇒双方が移動業務であり、継続した干渉が発生する確率は低い 既存の無線システム間でも共用が図られている</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用状況等を勘案すれば、共用することは可能。</li> </ul>
公共ブロードバンド移動通信システム	<p>【与干渉：ロボット⇒既存システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>離隔距離は、空中線電力1Wでの上空利用で約16km程度。</li> <li>空中線電力が10mWで上空利用の場合、空中線電力1Wで地上利用の場合の離隔距離は1～2km程度。</li> </ul> <p>【被干渉：既存システム⇒ロボット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>離隔距離は、300m程度。</li> </ul> <p>⇒双方が移動業務であり、継続した干渉が発生する確率は低い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用状況等を勘案すれば、共用することは可能</li> <li>なお、双方の無線システムが集中する災害現場等では、必要に応じて両者間で運用調整を行うことにより、共用が可能。</li> </ul>
補聴援助用ラジオマイク 広帯域テレメータシステム	⇒現に運用されている無線システムと同等程度であり、現状においても共用が図られている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用状況等を勘案すれば、共用することは可能</li> </ul>

# 周波数共用検討結果②

## 2.4GHz帯

- 現に運用されている無線システム間の干渉と同等程度であること、また、既存無線システムの運用に配慮するなどにより周波数を共用することは可能。

既存システム	検討結果	まとめ
2.4GHz帯無線LAN	<p>【与干渉：ロボット⇒既存システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>隣接帯域の無線LANに対し、既存の他の無線システムとの影響と同等程度である。</li> <li>同一帯域の無線LANに対し、双方の運用状況を考慮した運用を行うことにより共用は可能。</li> </ul> <p>【被干渉：既存システム⇒ロボット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>隣接帯域の無線LANからの離隔距離は約400m程度、同一帯域の無線LANからは15km程度となるが、双方の運用状況を勘案すれば継続的に影響が生じる確率は低い。</li> </ul>	■ 運用状況等を勘案すれば、共用することは可能
構内無線局 (移動体識別)	<p>【与干渉：ロボット⇒既存システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>離隔距離は、約40m程度となるが、壁の損失を考慮すれば約6m程度。</li> </ul> <p>【被干渉：既存システム⇒ロボット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>離隔距離は、約1.9km程度となるが壁の損失を考慮すれば約270m程度。</li> </ul> <p>⇒現に共用関係にある無線LANシステムより干渉波レベルより十分小さい。</p>	■ 現状を踏まえれば、共用することは可能
電波ビーコン※ (VICS：車載端末) <small>※VICSサービスは平成34年3月31日に停止する予定。</small>	<p>【与干渉：ロボット⇒既存システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>離隔距離は、約120m程度である。</li> </ul> <p>【被干渉：既存システム⇒ロボット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>離隔距離は、約700m程度である。</li> </ul> <p>⇒電波ビーコンの設置場所への配慮が必要</p>	■ 高速道路付近での運用に配慮することにより共用は可能
移動衛星 (衛星⇒端末)	<p>【与干渉：ロボット⇒既存システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>互いの位置関係を考慮しつつ、ロボット側でその主ビーム方向を避けるような運用により共用が可能。</li> </ul>	■ 地上端末の運用に配慮することにより、共用は可能

# 周波数共用検討結果③

## 5.7GHz帯

- 不要発射強度の許容値の設定、無線LANシステムとの周波数離調を確保するなどにより、既存無線システムと周波数共用することは可能。

既存システム	検討結果	まとめ
5GHz帯無線LAN	<p>【与干渉：ロボット⇒既存システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 離隔距離は同一周波数関係では約13.5km程度、隣接周波数関係で無線LANが屋内利用の場合は約12m程度。</li> </ul> <p>【被干渉：既存システム⇒ロボット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 離隔距離は同一周波数関係では約4.7km程度、隣接周波数関係で約230m、隣接周波数関係は約40m程度。</li> </ul> <p>⇒周波数離調ができるだけ確保する観点から、ロボット側が高い周波数から使用することが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 周波数離調の確保により、共用することは可能</li> </ul>
狭域通信システム(DSRC)	<p>【与干渉：ロボット⇒既存システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ロボット用無線システムの不要発射強度の許容値を考慮した場合の離隔距離は100m程度。</li> </ul> <p>【被干渉：既存システム⇒ロボット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 与干渉による離隔距離となる100m程度の場合、許容干渉量を下回る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 狹域通信システムに配慮した不要輻射の許容値を設定することにより、共用することは可能</li> </ul>
各種レーダー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レーダー側の運用状況を勘案すると周波数共用は可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 共用可能</li> </ul>

## ◎その他留意事項

- 周波数共用を図るために既存無線システムへの運用に配慮し、また、ロボット無線システム相互間の運用調整を行うことが必要。
- このため、ロボット用電波利用システムにおいては、他の無線システムを含めて円滑な運用調整を図るために無線局免許の取得を必要とすることが適当。
- 円滑な周波数利用の観点から、ロボット運用者側が主体となって運用調整のための仕組み作りが行われることが望ましい。

# 技術的条件①

## 169MHz帯システム

### □ 一般的の条件

#### ◆ 周波数帯

169.050MHz～169.3975MHz及び169.8075MHz～170.000MHzであること。

#### ◆ 通信方式

単向・同報・单信・複信方式とする。

### □ 無線設備の技術的条件

#### ◆ 送信装置の条件

##### (1) 周波数の許容偏差

± $3.0 \times 10^{-6}$ 以内であること。

##### (2) 占有周波数帯幅の許容値

300kHz以内であること。

45dBc以下。

##### (3) スピアス発射又は不要発射の強度の許容値

帯域外領域におけるスピアス発射の強度の許容値： $100 \mu W$ 以下

スピアス領域における不要発射の強度の許容値： $50 \mu W$ 以下

##### (4) 空中線電力及びその許容偏差

空中線電力は、1W以下とし、許容偏差は、上限20%、下限50%とすること。

##### (5) 隣接チャネル漏えい電力

45dBc以下。

##### (6) 送信空中線利得

5.12dBi

#### ◆ 受信装置の条件

- 副次的に発する電波等の限度  
4ナノワット以下であること。

# 技術的条件②

## 2.4GHz帯システム

### □ 一般的の条件

#### ◆ 周波数帯

2483.5MHz～2493.5MHzとする。

#### ◆ 通信方式

単向・同報・单信・複信方式とする。

#### ◆ 変調方式

デジタル変調及びアナログ変調の各種変調方式を利用できるようにするために、特に規定しない。

### □ 無線設備の技術的条件

#### ◆ 送信装置の条件

##### (1) 周波数の許容偏差

±50ppm以下であること。

##### (2) 占有周波数帯幅の許容値

10MHzシステム:9MHz以下  
5MHzシステム:4.5MHz以下

##### (3) 空中線電力及びその許容偏差

空中線電力は、1W以下とし、  
許容偏差は、上限20%、下限80%以下とする。

##### (4) スピアス発射又は不要発射の強度の許容値

右表のとおり

##### (5) 送信空中線利得

6dBi以下

#### ◆ 受信装置の条件

##### ・副次的に発する電波等の限度

1GHz未満の周波数において4nW以下、  
1GHz以上の周波数において、20nW以下

#### ◆ 周波数チャネル配置

システム種別	中心周波数
5MHzシステム	2486MHz、2491MHz
10MHzシステム	2488.5MHz

#### 不要発射の強度の許容値(10MHzシステム)

周波数帯	任意の1MHzの帯域幅における平均電力
2473.5MHz未満及び 2500MHzを超える2510MHz以下	10μW以下
2473.5MHz以上2478.5MHz未満及び 2498.5MHzを超える2500MHz以下	150μW以下
2478.5MHz以上2483MHz未満及び 2494MHzを超える2498.5MHz以下	1mW以下
2510MHzを超えるもの	1μW以下

#### 不要発射の強度の許容値(5MHzシステム)

周波数帯	任意の1MHzの帯域幅における平均電力
2478.5MHz未満及び 2498.5MHzを超える2500MHz以下	20μW以下
2478.5MHz以上2481MHz未満及び 2496MHzを超える2498.5MHz以下	300μW以下
2481MHz以上2483.25MHz未満及び 2493.75MHzを超える2496MHz以下	2mW以下
2500MHzを超える2510MHz以下	10μW以下
2510MHzを超えるもの	1μW以下

# 技術的条件③

## 5.7GHz帯システム

### □ 一般的の条件

#### ◆ 周波数帯

5650MHz～5755MHzとする。

#### ◆ 通信方式

単向・同報・单信・複信方式とする。

#### ◆ 変調方式

デジタル変調及びアナログ変調の各種変調方式を利用できるようにするために、特に規定しない。

### □ 無線設備の技術的条件

#### ◆ 送信装置の条件

##### (1) 周波数の許容偏差

±20ppm以下あること。

##### (2) 占有周波数帯幅の許容値

20MHzシステム: 19.7MHz以下

10MHzシステム: 9MHz以下

5MHzシステム: 4.5MHz以下

##### (3) 空中線電力及びその許容偏差

空中線電力は、1W以下とし、

許容偏差は、上限50%、下限50%以下とする。

##### (4) 隣接チャネル漏洩電力

搬送波の周波数からF1MHz及びF2MHz離れた周波数の±F3MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ25dB及び40dB以上低い値。

システム	F1	F2	F3
20MHzシステム	20	40	9.5
10MHzシステム	10	20	4.5
5MHzシステム	5	10	2.25

##### (6) 送信空中線利得

6dBi以下

#### ◆ 周波数チャネル配置

システム種別	中心周波数
5MHzシステム	5652.5MHzから5752.5MHzまでの5MHz間隔の21波
10MHzシステム	5655MHzから5750MHzまでの10MHz間隔の10波
20MHzシステム	5660MHzから5720MHzまでの20MHz間隔の4波及び5745MHz

#### (5) スピリアス発射又は不要発射の強度の許容値 (20MHz及び10MHzシステム)

周波数帯	任意の1MHzの帯域幅における平均電力
5590MHz未満及び5815MHz以上	0.63μW以下
5590MHz以上5630MHz未満及び5775MHz以上5815MHz未満	3μW以下

#### (5MHzシステム)

周波数帯	任意の1MHzの帯域幅における平均電力
5590MHz未満、5815MHz以上	0.63μW以下
5590MHz以上5630MHz未満及び5775MHz以上5815MHz未満	3μW以下
5630MHz以上5640MHz未満及び5765MHz以上5775MHz未満	6.3μW以下

#### ◆ 受信装置の条件

##### ・副次的に発する電波等の限度

1GHz未満の周波数において4nW以下、  
1GHz以上の周波数において、20nW以下

# 技術的条件④

## 73MHz帯システム

- 73MHz帯無線操縦用周波数について、産業の用に供するものについては、以下のとおりとすることが適當

電波の型式	周波数	備考
F1D F2D F3D	<u>73.22MHz</u> 、 <u>73.23 MHz</u> 、 <u>73.24 MHz</u> 、 <u>73.25 MHz</u> 、73.26 MHz、73.27 MHz、73.28 MHz、73.29 MHz、73.30 MHz、73.31 MHz、73.32 MHz	模型飛行機用の無線操縦用発振器に使用する場合であって、産業の用に供するものに限る。
	<u>72.25 MHz</u> 、 <u>72.26 MHz</u> 、 <u>72.27 MHz</u>	模型飛行機以外の無線操縦用発振器に使用する場合であって、産業の用に供するものに限る。

※下線部が変更部分

## 情報通信審議会 情報通信技術分科会 陸上無線通信委員会 構成員

(敬称略)

氏名	所属
主査 委員 安藤 真	東京工業大学 理事・副学長(研究担当) 産学連携推進本部長
主査代理 専門委員 矢野 博之	国立研究開発法人 情報通信研究機構 ワイヤレスネットワーク研究所 研究所長
委員 森川 博之	東京大学 先端科学技術研究センター 教授
専門委員 飯塚 留美	(一財)マルチメディア振興センター 電波利用調査部 研究主幹
〃 伊藤 数子	特定非営利活動法人STAND 代表理事
〃 大寺 廣幸	(一社)日本民間放送連盟 常勤顧問
〃 小笠原 守	日本電信電話(株) 技術企画部門 電波室長
〃 加治佐 俊一	日本マイクロソフト(株) 兼 マイクロソフトディベロップメント(株) 技術顧問
〃 川嶋 弘尚	慶應義塾大学 名誉教授
〃 菊井 勉	(一社)全国陸上無線協会 常務理事・事務局長
〃 河野 隆二	横浜国立大学大学院 工学研究院 教授 兼 同大学未来情報通信医療社会基盤センター長
〃 小林 久美子	日本無線(株) 研究開発本部 研究所 ネットワークフロンティア チームリーダー
〃 玉眞 博義	(一社)日本アマチュア無線連盟 専務理事
〃 中原 俊二	日本放送協会 放送技術研究所 伝送システム研究部長
〃 本多 美雄	欧州ビジネス協会 電気通信機器委員会 委員長
〃 松尾 綾子	(株)東芝 研究開発センター 研究主務
〃 三谷 政昭	東京電機大学 工学部情報通信工学科 教授
専門委員 矢野 由紀子	日本電気(株)クラウドシステム研究所 シニアエキスパート
〃 若尾 正義	元(一社)電波産業会 専務理事

情報通信審議会 情報通信技術分科会 陸上無線通信委員会  
ロボット作業班 構成員(敬称略:主任以外は五十音順)

氏名	現職
【主任】 中嶋 信生	国立大学法人電気通信大学 産学官連携センター長 特任教授
【副主任】 羽田 靖史	工学院大学 機械システム工学科 准教授
姉歯 章	双葉電子工業(株) 無線機器事業センター無線機器企画開発部 主管技師
有賀 寿	日本放送協会 技術局計画部 副部長
石垣 悟	日本無線(株) 事業本部 事業統括部 担当部長
小竹 信幸	(一財)テレコムエンジニアリングセンター 企画・技術部門 技術グループ 担当部長
加藤 数衛	(株)日立国際電気 映像・通信事業部 技師長
川上 勝彦	建設無人化施工協会 技術委員長
神林 喜彦	(一財)日本ラジコン電波安全協会 専務理事
北原 成郎	産業競争力懇談会 災害対応ロボットの社会実装プロジェクト WG3 副主査
坂本 修	日本産業用無人航空機協会 副会長
千田 泰弘	(一社)日本UAS産業振興協議会 副理事長
渡並 智	セコム(株) IS研究所 コミュニケーションネットワークグループ グループリーダ
蛭川 明則	日本電信電話(株) NTTアクセスサービスシステム研究所 主幹研究員
細田 祐司	(一社)日本ロボット工業会 ロボットビジネス推進協議会 通信SWG 副主査
三浦 龍	国立研究開発法人情報通信研究機構 ワイヤレスネットワーク研究所 ディペンダブルワイヤレス研究室 室長
八木 学	日本電気(株) 交通・都市基盤事業部 シニアエキスパート
八木 義男	(一社)電波産業会 研究開発本部 次長
山崎 高日子	三菱電機(株) 通信システムエンジニアリングセンター 技術担当部長